

6大店立審第2号
令和6年11月21日

高知県知事様

高知県大規模小売店舗立地審議会 会長



令和6年5月8日付け6高経支第111号にて意見を求められた、令和6年5月21日付け告示に係る下記1の案件について、下記2のとおり意見を申し述べます。

記

1. 案件

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(名称) (仮称) ドン・キホーテ高知店
(所在地) 高知市東雲町6ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(名称) 株式会社ドン・キホーテ
(代表者氏名) 代表取締役 吉田 直樹
(住所地) 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

(3) 大規模小売店舗を新設する日

令和7年1月20日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,204 平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

位置：建物配置図に表示

収容台数：110台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

位置：建物配置図に表示

収容台数：108台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

位置：建物配置図に表示

面積：91.2 平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置：建物配置図に表示

容量：27.9 立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻：午前零時

閉店時刻：午後 12 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24 時間

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口数：3 箇所

位 置：建物配置図に表示

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 1：午前 6 時から午後 10 時まで

荷さばき施設 2：24 時間

2. 意見

当該案件は大規模小売店舗立地法に基づく「指針」において求められている配慮事項について、適切な対応がなされていると考えられるため、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの知事の意見を述べる必要がないものと認めます。

なお、店舗北側の市道での交通渋滞や交通安全、店舗南側の国道における交通渋滞について、当該店舗の影響について開店後に引き続き検証を行い、住民等から要望等があつた場合は真摯に対応いただきますようお願いします。